

# 指定緊急避難場所・指定避難所の指定について（お知らせ）

一昨年に指定をした指定緊急避難場所・指定避難所について、地域の役員さんとの調整により、一部変更を行いましたので、お知らせします。

お住まいの地区における避難場所・避難所を事前に確認しましょう。

災害の種類ごとの避難場所、避難所は2～4ページをご覧ください。

## ～ 避難 に関する Q & A ～

### ● 「指定避難所」とは？

災害により自宅へ戻れなくなった方などが一定期間、避難生活を送る施設です。

以前は、拠点避難所と呼ばれていたものです。

### ● 「指定緊急避難場所」とは？

災害の危険から命を守るために緊急的（一時的）に避難する場所です。

災害発生や、市からの避難情報発令時など、緊急を要する場合は、その災害に対応している「指定緊急避難場所」へ避難してください。例えば、大雨による土砂災害の危険性が高まり、避難情報が発令された場合は、一覧表を確認し、土砂災害に対応する「指定緊急避難場所」に緊急的（一時的）に避難し、身の安全を確保してください。

その後、自宅の被災により帰れない場合は、指定避難所へ避難してください。

### ● 「指定緊急避難場所」がたくさん（複数箇所）ある理由は？

災害時の避難において、避難場所が1カ所の場合、地震時には、建物の倒壊等により道路が寸断される可能性があるほか、水害時には、浸水などにより、避難できない場合があるため、周囲の被害状況等を考え、複数の避難場所を指定しています。

### ● 「指定緊急避難場所」が屋外になっている所があるけど？

指定緊急避難場所は、災害の危険から逃れるために、緊急的（一時的）に避難するための場所であり、滞在期間が短期となることが見込まれるためです。

### ● 地区によって対象となる災害が異なるのは？

地震：全地区が対象です。

水害：想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域（県指定）に該当する地区が対象です。

土砂災害：土砂災害警戒区域（県指定）に該当する地区が対象です。

### ● どうやって決めたの？

市では、各地区の町内会長や区長、役員の方等々を対象とした説明会を開催し、各地区ごとに実情や意見等をいただき、決めさせていただきました。

### ● 必ず避難場所・避難所に行かなきゃいけないの？

→ 条件次第で、自宅の上層階への避難（在宅避難）をはじめ、知人・友人・親せき宅への避難（分散避難）も可能です

洪水ハザードマップでは、想定される最大規模の降雨があった場合の浸水（深さ）の想定を色分けして表示しています。浸水の深さ等により、自宅の上層階へ避難することで、難を逃れられる場合は、上層避難を検討してください。また、知人・友人・親せき宅への早めの避難も避難の1つです。